

2016年7月5日の第1回口頭弁論では、原告を代表して私・片岡が意見陳述したが、被告宮部龍彦は、この意見陳述に対して8月3日付の被告側準備書面(1)の「第4」で、「平成28年7月5日片岡明幸意見陳述に対する被告の主張」として名指しで反論をおこなってきた。そこで、被告の主張に対して以下の通り反論する。なお、「片岡明幸が『被差別部落民』である根拠はなく」など反論するに値しない主張は除き、部落解放同盟として反論しておかなければならぬと判断した項目について反論する。

(1) 第4-3(P33中段)の「片岡明幸は『部落差別をなくすための努力と、その成果を破壊する許しがたい行為』と言つたが、『全国部落調査』の公開がどのように成果を破壊するのか、何ら明らかにしていない」という被告宮部の主張について。

国が特別措置法を制定して同和問題の解決のために本格的な取り組みを始めたのは1969年からであるが、それ以前は雇用において同和地区出身者を採用しないという就職差別や、同和地区出身者との結婚に反対する結婚差別は社会的慣習のようなかたちでひろく存在していた。しかし、1969年の同和対策事業特別措置法をきっかけに同和教育や啓発が地域や学校、企業、宗教団体、労働組合などで盛んに実施されるようになり、「部落差別は許されない社会悪である」という認識が社会的に普及し、同和地区住民への差別は次第に減少していった。

しかし、残念ながら現在においても同和地区出身者を忌避する意識は、社会の底辺に根強く残っている。例えば、2014年に埼玉県の北足立地区13市1町がおこなった意識調査では、「身元調査についてどう思いますか」という質問に、「身元調査をすることは当然である」と回答した住民は13.8%いる。「よくないことだが、ある程度は仕方がないことだ」と回答したものは57.4%おり、両者を合計すると7割の住民は、積極的か消極的かは別にして身元調査を肯定している。これと同じような調査が全国各地でおこなわれているが、どこでもほぼ同じ結果が出ている。

同和地区や住民を忌避するこのような意識を反映して、同和地区かどうかを興信所や探偵社に依頼する身元調査事件がいまも続いている。2012年には、職務上請求書を大量に偽造印刷して、戸籍や住民票を大量に不正取得していた「プライム事件」が起きたが、事件の主謀者の一人は名古屋地裁の法廷で「依頼の大半は結婚相手の身元調査だった」と述べている。

いっぽう、部落解放同盟がおこなった市町村行政に対するアンケート調査では、市町村の役所に電話をかけ、「どこが同和地区か教えて欲しい」と問い合わせする、いわゆる「同和地区問い合わせ」が全国各地で報告されている(「改訂

版本人通知制度ガイドブック」)。地域によっては、直接市役所窓口を訪れて問い合わせる住民がいることも報告されている。

このような現状のなかで、同和地区の所在地一覧である「全国部落調査」を出版し、インターネットで公開すれば、それがどのように利用されるかは火を見るより明らかである。同和地区の所在地を知りたがっている人間にとて、「全国部落調査」は何よりの調査材料となり、身元調査に悪用されることが十分推測される。

実際、鳥取ループ・宮部がネットに晒した同和地区マップに婚約相手の男性の住所が出ているのを見て、婚約者の女性(大阪在住)の家族が、町の職員に電話で問い合わせている事例が報告されている(2014年・鳥取県南部町)。この事例の場合は、「全国部落調査」ではなく宮部が作製した鳥取県の「同和地区マップ」であるが、同和地区の所在地情報として同類のものである。この事例のように、同和地区の所在地情報である「全国部落調査」の復刻版出版やインターネットへの掲載は、間違いなく同和地区に対する身元調査を誘発する。被告宮部は、「『全国部落調査』の公開がどのように成果を破壊するのか、何ら明らかにしていない」というが、「全国部落調査」の公表は、行政や学校、企業などがこれまで積み上げてきた同和教育や啓発の成果を破壊することになることは間違いない。

(2) 第4-3(P33 中段下)の「片岡明幸が挙げている『就職差別撤廃のための統一応募用紙』『公正採用選考人権啓発推進員』『本人通知制度』は、・・・弊害の方が大きく、そのようなものが成果であり解放運動であるなら、徹底的に破壊され、冒瀆されてしかるべきである」という被告宮部の主張について。

ア 「統一応募用紙」の効果について

就職差別をなくすための「全国高等学校統一応募用紙」が採用されたのは1973年であるが、この統一応募用紙が採用されるまでは、高校を卒業して就職しようとした同和地区出身者や在日韓国・朝鮮人の高校生の多くが、差別的な身元調査によって就職の道を閉ざされていた。当時、企業は、社用紙と称して企業ごとに応募用紙や履歴書・身上書を作成して使用していたが、社用紙では本籍地の記入はもちろん、家族欄が設けられ、家族の勤務先、役職、月収、同居か別居などの記入を求めていた。なかには、死亡した親族の死亡原因まで書かせる企業も見られた。また、住宅地帯、工場地帯、娯楽地帯という住居環境や、持ち家、借地、借家、部屋や畳の数という住宅の形態まで記入を求める企業もあった。企業はこれらの情報をもとに同和地区や在日の生徒を峻別し、成績の如何に関わらず採用を拒否していた。例えば代表的な事例として1969年のK銀行の事

件があげられる。この事件は、求人のために訪れた広島県の高校で銀行の採用担当者が「部落出身者と創価学会は困るから外してくれ」と公言して大きな問題になった事件である。

このような就職差別をなくそうという取り組みが西日本の高校で始まり、それが全国化するなかで1973年に当時の労働省、文部省、全国高等学校長協会の協議によって全国高等学校統一用紙がつくられた。これによって就職は本人の適性、能力によってのみ判断し、本人の責任ではない家庭環境や出身、国籍などによって差別をしないという公正採用選考の原則が確立した。その後40年にわたる就職差別撤廃の運動において統一応募用紙が果たしている役割はきわめて大きい。

イ 公正採用選考人権啓発推進員について

いっぽう、企業や行政も高校側の就職差別撤廃の要求に呼応するかたちで公正採用選考の取り組みを始め、労働省は1977年には企業のなかに「企業内同和問題研修推進員（現在は公正採用選考人権啓発考推進員）」を設置することを義務づける制度をスタートさせた。これは100人以上の従業員を持つ企業に推進員の設置を求めたものだが、この推進員の設置によって家庭環境や出身、国籍などによって差別しないという現在の公正採用選考の原則が徹底されるようになり、就職差別は次第に減っていった。

宮部は、統一応募用紙や公正採用選考人権啓発推進員制度は、「破壊され、冒涜されてしかるべきだ」と述べているが、これらの制度は同和地区出身の生徒のみならず、在日韓国・朝鮮人や一人親家庭、あるいは親の職業や経済状態で不利な扱いを受けてきた生徒の公正な採用選考を実現する上で大きな成果を上げてきている。「破壊されるべきだ」とは、余程の差別主義者でない限り公言出来ない犯罪的な言動だ。

イ 本人通知制度の効果について

ところで被告宮部は、身元調査のための戸籍や住民票の不正取得を防止するために市区町村が採用している本人通知制度について、「「本人通知制度」は、・・・弊害の方が大きく、そのようなものが成果であり解放運動であるなら、徹底的に破壊され、冒涜されてしかるべきである」と述べている。しかし、この本人通知制度は、戸籍などの不正取得を防止するうえで大きな成果を挙げている。2016年4月現在、全国の630自治体が採用している。

例えば、2012年には、埼玉県桶川市で本人通知制度によって不正取得が発覚し、行政書士が逮捕される事件が起きているが、不正防止を目的にした本人通知制度の成果のひとつといえるだろう。この事件の場合、お客様から依頼を受けた東

京の調査会社が鹿児島県の行政書士に戸籍の取得を依頼し、鹿児島の行政書士は職務上請求書に虚偽の理由を記載して戸籍と住民票を取得し、見返りに報酬を受け取っていた。ところが被害者のAさん（46）が本人通知制度に基づいて市に登録をしていたため、桶川市は戸籍や住民票の交付の事実をAさんに通知した。通知を受けたAさんは桶川市に情報開示請求をおこなったところ、請求者がまったく知らない鹿児島県の行政書士だったため、Aさんは弁護士と相談して警察に被害届を出し、その後、鹿児島県警が捜査に乗り出した結果、不正取得の事実が明らかになった。警察が調査会社から押収した名簿には、別に400人分の氏名と調査会社への請求書が記されており、背後に身元調査のネットワークがあることを窺わせる事件であった。

本人通知制度による戸籍等の不正取得の防止効果という点で言えば、2011年11月28日に開かれたプライム事件の名古屋地裁の公判で、主謀者の一人は「本人通知制度を導入している市町村からは取るな」「依頼があつても断れ」と指示していたと証言している。不正グループはこの制度をよく知っており、摘発されることを警戒していたことをあらわす証言といえる。被告宮部は、本人通知制度は、「弊害の方が大きく、なんの効果もない」と言うが、本人通知制度は戸籍や住民票の不正取得を防止する上で大きな抑止力となっている。

（3）第4-4（P33下段）の「片岡明幸は横浜地裁の出版禁止の仮処分の関係書類をヤフオクで売ったことを『裁判所を冒涜するものであり、法治国家に対する挑戦』というが、片岡明幸の独自の考えに過ぎない」という被告宮部の主張について。

横浜地裁は3月28日に被告宮部が計画していた「全国部落調査」の出版を禁止する仮処分決定をおこなったが、それにもかかわらず、被告宮部は、出版を禁止したその書籍をヤフーオークションに出品して販売した。その際、被告宮部はブログに「全国部落調査の仮処分関係の書類ですが、もう必要ないのでオークションに出品しました。もちろん、全国部落調査も付いています。ぜひ、入札してください」と書き込んでいる。仮処分関係の書籍とは、原告が仮処分申立の資料として裁判所に提出したものであるけれど、まさに禁止された「全国部落調査」そのものである。これをオークションにかけて販売することは、「出版してはならない」という裁判所の仮処分決定を無視するものであり、裁判所に対する挑戦以外のなものでもない。

（4）第4-5（P34中段）の「片岡明幸は『個人情報保護法の精神に立てば、

個人情報は本人の承諾なしに勝手に公表してはなりません』というが、これは片岡の独自の考えに過ぎない。』という被告宮部の主張について。

被告宮部は、自身のウェブサイト「部落解放同盟関係者一覧」において、部落解放同盟の関係者の氏名、住所、電話番号を掲載しているが、もちろん誰の承諾も取っていない。個人情報保護法は16条で「あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない」としており、昨年の法改正では、さらに入種、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴、犯罪被害歴などは「差別・偏見を受けないよう配慮すべき情報」として、原則的に本人の同意がなければ第三者に提供できないとしている。私はこの法律に踏まえて、宮部の行為は個人情報保護法の基本精神に反する行為だと言っているのであって、私の個人的な考えではない。

(5) 第4-5(P34下段)の「片岡明幸は『アイヌ民族、在日韓国・朝鮮人、障がい者、性的少数者などの情報を公表することは』『当事者の同意を得ること、結果に対して責任を負うこと、差別や偏見をなくす活動の一環であることが最低限必要』と述べるが、これは片岡明幸の俺様ルールに過ぎない」という被告宮部の主張について。

そもそも現在社会においては、同和問題でなくても、一般的に個人情報は本人の承諾なしに勝手に公表してはならない。まして人権問題に関連して、当事者の情報を出すことは差別の助長につながるから、厳しく制限される。例えば、在日韓国人や朝鮮人、アイヌ民族、ハンセン病回復者等の感染者、性的マイノリティなど人権問題に関連した当事者の名前や住所を公表する場合、それが研究であっても差別が存在している現状のなかでは、情報公開は差別の助長に直結する。そのため情報公開には厳しい条件が必要とされる。解放同盟は、当事者の同意または了解を得ること、結果に対して責任を負うこと、差別や偏見をなくす活動の一環であることが必要であると主張してきた。

例えば、ハンセン病回復者を例に挙げれば、どこかの出版社が、表現の自由だと言って、地域で暮らすハンセン病の回復者の個人の名前や住所を勝手に公表しようと計画する。しかし、その出版社は、当事者であるハンセン病回復者や各地にある回復者の地域組織の同意や了解を取らず、また、これまで一度もハンセン病回復者の権利擁護に対する支援や協力を行ったことがない。ただどこの誰がハンセン病回復者だと言うことを公表するだけだとしたら、その行為はハンセン病回復者への差別を煽る以外の何物でもない。もちろん、責任も問われる。公表した結果、ハンセン病回復者だと言われ、差別や排除の対象になった場合、

公表者はその責任を取らなければならない。人権問題の当事者情報の公表に関するこの原則は、地方自治体やマスコミなどすでに実質的にルールとなっているものであり、片岡の個人的な考えではない。

(6) 第4—5 (P35 中段) の

「片岡明幸は被告宮部が『戸籍の不正取得や地名総鑑がどう使われてきたのか、について何も語ろうとしていません』というが、被告宮部はブログ『鳥取ループ』において、戸籍の不正取得によって具体的に誰が『重大な人権侵害』受けたのか不明であると書き、また当時『当時、部落地名総鑑が出回ったのは、決して『部落民が汚れているから』というような迷信に基づいたものではなくて、当時（ある意味では今も）当たり前だった過激派や共産党排除のようなことの延長線上にあったわけです』と書いた」という被告宮部の主張について。

プライム事件と呼ばれた戸籍の大量不正取得事件（2011年）では、分かっているだけで2万件の戸籍・住民票が不正に取得されていたが、裁判では具体的な事例として2件が報告された。1件は愛知県内に住んでいる女性が、元交際相手の男性から執拗なストーカー行為を受けた事件である。男性は、興信所に女性の家族や親せきの調査を依頼し、興信所は偽造印刷した職務上請求書を使って戸籍や住民票を不正に取得し、男性に報告した。男性は、それをもとに女性の家族や親せきに対して嫌がらせの手紙やはがきなどを大量に送り付け、彼女は家に居ることができなくなった。

もう1件は、愛知県警で暴力団を担当する幹部への脅迫である。別の事件で捜査を受けていた暴力団員が、調査会社に捜査を担当している県警幹部の調査を依頼し、調査会社は偽造印刷した職務上請求書で情報を入手、県警幹部の自宅や携帯電話に5回にわたって「娘がどうなっても知らないぞ」などと電話をかけて、事件から手を引くよう脅迫した。愛知県警が情報漏えいの出所を調べた結果、プライム社グループが関与していることを突き止め、これをきっかけに、愛知県警は戸籍のほかに電話や職歴情報、車両情報など個人情報の不正取得を組織的に行っていったグループを芋づる式に摘発し、合計33人を逮捕し、名古屋地裁は全員に有罪判決を言い渡した。（2011年）

不正取得による戸籍は、このようにストーカーや脅迫に使われている。プライム事件の裁判で、検察は同和地区出身者の身元調査の事例は出さなかつたが、被告は法廷で同和地区出身者の身元調査の依頼が大半を占めていたと証言している。

いっぽう、1975年に発覚した部落地名総鑑事件では、この本を作製した坪田

善繼は、「結婚に関する身元調べのままで99%までと言つて間違いないのが『血が混じると困る』『部落の人かどうか調べてくれ』ということであった」と述べた上で、「全国の同和地区の所在地一覧を書籍にすればきっと儲かると考えた」と作製の動機を正直に告白している。彼は、購入者の多くが企業であったことについても「(企業の) 依頼事項のなかには、部落出身者でないかどうかを調べてくれ、ということも入っている」と就職差別の実態を率直に語っている。

ところが宮部は、このような証言には目をつぶり、「当時、部落地名総鑑が出回ったのは、決して『部落民が汚れているから』というような迷信に基づいてものではなく、当時(ある意味では今も)当たり前だった過激派や共産党排除のようなことの延長線上にあった」(準備書面1)と書いて、事实上地名総鑑が同和地区の身元調査のために作製され、利用されたものであることを否定し、地名総鑑の作製や購入を正当化している。

戸籍の不正取得や部落地名総鑑は、同和地区の出身者をあぶり出すためのものであったことは、紛れもない事実であり、これに対して『重大な人権侵害を受けたのか不明』とか、「迷信に基づいたものではなく」などと擁護することは許されない。

(7) 第4-5(P35下段)の「片岡明幸は被告宮部が『差別をなくそうと呼びかけたこともありません』」というが、被告宮部はブログや著書等で、具体的な提言をしてきた。『同和と在日』では、横須賀市武にある「武ハイムA棟」について住宅の払い下げなど、問題解決のための方法を提言している」という被告宮部の主張について。

宮部・三品の二人は、自らが発行している「同和と在日」(2012年6月25日第2版第4刷)で、「横須賀市一地区が消えた町に残された同和住宅」と題して、横須賀市の同和住宅についての記事を書いている。しかし、そこで書かれている「問題解決のための方法」とは、二人がまったく同和問題を理解できないことをあらわしただけのお粗末な記事でしかない。

横須賀市は同和地区住民の住宅対策として市営住宅「武ハイム3棟75室」のうちの1棟25室を同和向け住宅と位置づけ、運動団体の推薦を受けた住民が入居していた。しかし、近年同和地区の入居希望者が少なくなってきたために、今後の入居については一般募集でおこなうこととした。

これは特別対策の終了後、特別対策を廃止するという国の基本的な政策変更の沿っておこなわれた同和住宅の入所条件の変更であって、これをもって「同和地区が消えた」とか、「同和問題の解決の方法」というのは、きわめて一面的な

考え方といわねばならない。同和問題の解決とは、「同和対策審議会答申」に沿って述べるならば、①同和地区に対する差別意識や偏見を取り除くとともに、②歴史的に形成された同和地区の貧困を改善し、③地域住民の教育水準を高め、④住環境を整備することであって、公営住宅の入居条件を公募制に変えることで同和問題が解決するというような単純な問題ではない。実際、入居を公募制にしたから横須賀市の同和地区に対する差別的な意識が解消したわけではない。また、経済的に困難な世帯がなくなったわけではないし、教育水準が向上したわけではない。まして、同和地区が消えたわけでもない。被告官部は、これをさも得意げに同和問題解決の「提言」などといっているが、「提言」は被告の無知と無理解を示しただけの雑文である。

(8) 第4－5 (P35 下段) の「片岡明幸は被告官部が『差別をなくそうと呼びかけたこともありません』」というが、被告官部はブログや著書等で、具体的な提言をしてきた。「ブログ『鳥取ループ』では大阪市の中津と船場が同和地区指定されなかった経緯から、『中津の例から学ぶとすれば、地上げによって住民が散り散りになればよい』ということになります」という被告官部の主張について。

ここでも被告官部がまったく同和問題を理解できないことがあらわになっていいる。

大阪市の中津と船場が同和地区に指定されなかった経過は分からぬ。しかし、地上げで散り散りになろうが、引っ越しであろうが、それで差別はなくなつたというのはあまりにもお粗末な考え方である。

差別がなくなるとは、差別をしている人間が差別意識や偏見を克服することであって、差別されている人間がその場所にいなくなることではない。仮に同和地区の住民がその場所から居なくなったとしても、周辺住民の差別意識や偏見が解消されるわけではない。2011年に大阪府のおこなった意識調査はそれをよく物語っている。この調査では、住宅を選ぶ際に、「同和地区と同じ小学校区であった場合どうしますか」という問に対し「避ける」が19.5%、「どちらかと言えば避ける」が24.3%となっている。「どちらかと言えば避けない」は12.8%、「まったく気にしない」は15.4%で、「避ける」のほうが多い。大阪府民の差別意識や偏見は解消されるわけではない。

ところで部落差別の特徴は、同和地区に対する差別であると同時に、同和地区に生まれた人や同和地区に住んでいた人、先祖が同和地区の出身であった人など「生まれ」に対する差別であって、どこに住んでいようが同和地区の出身とい

うだけで、その人の人格には関係なく差別の対象になる点にある。したがって先祖が同和地区の出身であったことを知らない場合でも差別の対象になることがある。実際、身元調査によって親が同和地区であることが判明したため、家族親戚が猛反対して予定していた結婚式がおこなわれなかつた事例があるが、娘は反対されるまで親が同和地区出身であったということをまったく知らなかつた。結婚が反対されたのは親の生まれ故郷が同和地区であったためであつて、部落差別は本人の意思とは関係ない「生まれ」に対する差別である。被告宮部は、同和地区住民が散り散りになればいいと言つてゐるが、それで差別はなくなるといふのはあまりにも浅はかな考え方である。そもそも、なぜ部落の住民が散り散りにならなければならないのか。誰でも生まれた場所に住む権利があるのでから、理由もなしに生まれた場所を捨てろといふのはまったく理不尽な話である。宮部の部落差別の解決方法とは、この程度のものだと言わねばならない。われわれが、「全国部落調査」が差別の助長になると弾劾するのも、この図書が「生まれ」を調べる手段として悪用されるからである。

(10) 第4-5 (P36 上段) の「片岡明幸は被告宮部のことを差別主義者と言うが、片岡明幸こそ屁理屈を並べる、差別主義者である」という被告宮部の主張について。

宮部を差別主義者といふのは、宮部が現実に起きている部落差別を無視抹殺するだけでなく、事実上差別を容認しているからである。宮部は部落問題のことをあれこれと語りながらも、彼は一言も差別の実態や被害を語らず、これを無視し、事実上容認している。部落地名総鑑事件や身元調査事件に対する宮部の態度がそれを如実に物語っている。

1975年に発覚した部落地名総鑑事件については、すでに述べたとおり、就職差別や結婚差別に使われてきたものであるが、宮部は「当時、部落地名総鑑が出回ったのは、決して『部落民が汚れているから』というような迷信に基づいてものではなく、当時（ある意味では今も）当たり前だった過激派や共産党排除のようなことの延長線上にあった」（準備書面1）と書いて、事実上地名総鑑の購入を正当化している。

また、2012年に起きたプライム事件に対しても宮部は、「具体的に誰が『重大な人権侵害』を受けたのか不明である」（準備書面1）と述べて被害を否定し、身元調査を事実上容認している。プライム事件は、地名総鑑から40年以上経った今日もなお身元調査が続いている実態を浮き彫りにしたが、主謀者の一人は名古屋地裁の法廷で「依頼の85%から90%は結婚相手の身元調査だった」と述べ、

「日本の国民が意識を変えない限り、同和地区に対する偏見はなくならない」と語った。宮部は部落問題についてあれこれと駄弁を労しているが、こういう実態をまったく見ようとしていない。見ようとせず、「被害は不明だ」と平気で言う。

結局宮部は、部落差別の実態を見ようとせず、また事実上容認した上で、同和地区の所在地を晒すこと、暴くことだけを自己目的にしている。晒すこと暴くことは、身元調査によって結婚差別や就職差別が続いている現状のなかでは、差別の助長拡大以外の何物でもない。こういうことから宮部の本質は、差別主義者だというのであって、根拠がない話ではない。

以上